



島根県報

平成22年10月22日（金）

号外 第 171 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第624号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	別府川本線	邑智郡美郷町久喜原465番4地先から同番9地先まで	前	メートル 3.80～ 10.20	メートル 20.00	県央県土整備事務所 災害復旧工事 減幅 仮設道撤去	
			後	3.80～ 7.00	20.00		
"	匹見左鐙線	益田市匹見町紙祖イ944番3地先から同イ951番3地先まで	前	A	3.50～ 5.50	93.00	益田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	11.00～ 25.00		
			後 B	11.00～ 25.00	89.00		

島根県告示第625号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲空港線	簸川郡斐川町大字莊原町239番1地先から同53番地先まで	メートル 445.00	平成22年 10月22日	出雲県土整備事務所	